

Commissioner

Handbook

コミッショナーハンドブック

(地区コミッショナー編)

2018年（平成30年）第1版



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

目 次

第1章 地区コミッショナーとして	1
第2章 地区コミッショナーの業務	2
第3章 あなたの地区	12
第4章 スカウトの活動支援に関する任務	15



第1章 地区コミッショナーとして

1. 地区コミッショナーの委嘱を受けて

昔から地区コミッショナーはスカウティングの基準の維持と純正な発展を業務とすると言われてきました。守らなければならないことをしっかりと維持することは大切なことです。しかし、不易と流行をしっかりと見極めること、施策を確実にしっかりと進めていくことが大切です。よき担い手となってあなたのポジションでの活躍を期待します。

2. 地区コミッショナー就任に至る手続きと任務について

教育規程5－8による地区コミッショナーの委嘱および任務等は、以下のようになります。

地区コミッショナーは、次の③に示す条件を満たす者として、高い評価のもとに推薦され、崇高な手続きのもとに委嘱されることを鑑みるとその任務の重要さを認識する必要があります。すなわち④に示す任務を託されているので、地区内教育を主導し、地区的発展を強力に推進することが求められているのです。

地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

- ② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。
- ③ 地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。
 - (1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。
 - (2) 本運動の経験及び知識を有すること。
 - (3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。
 - (4) コミッショナー研修所を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる者であること。
- ④ 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。
 - (1) 地区コミッショナーは、地区における本運動が本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。
 - (2) 地区コミッショナーは、地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。
 - (3) 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して助言及び指導を行う。
 - (4) 地区コミッショナーは、地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

第2章 地区コミッショナーの業務

1. 地区コミッショナーの業務

(スカウト運動における成人に関する世界方針〈AIS〉に則って)

地区コミッショナーの任務を、「与えられた任期中にしっかりとやります。」と責任感を持って最善を尽くすことは「スカウト運動における成人に関する世界方針（AIS）」にも謳われています。

地区コミッショナーは隊指導者のそばにいて、いつでも相談に乗れるような存在でなければなりません。以下に具体的な任務を記します。

2. 地区コミッショナーの最大の任務

地区コミッショナーが必ず行わなければならない任務といえば、現在活動しているスカウト、指導者、団委員等がこの運動を継続して行っていただくことがあります。特にスカウトについては、私たちが目指すより良き社会人を育成する教育を行うことがあります。さらには、良い社会を築くためには、この運動を多くの子どもに体験させたいとの願いです。

そのためには、質の高い指導者の養成、興味深いプログラムなど団指導者を支援する内容は、多岐にわたります。また、自分自身も成長し、支援能力を高め、地域内の指導者の個々に見合ったサポートが出来るよう努力するとともに、隊が純正な発展の見込める活動にできるよう指導者への支援や指導をしていきます。言い換ればコミッショナーは、指導者へのモチベーションコントローラーになり、指導者のモチベーションを継続させることなのです。

3. 今、優先されるべき業務

団内の各隊が標準組織のもとでスカウト教育法に則った運営ができるように各隊指導者をサポートすることです。そのためには、各々の隊の現状を把握し、健全な隊には継続を求め、健全さを失い、基本を逸脱していると思われるような隊には、正しい運営が行えるように強力なサポートが必要です。

近年は、加盟員の減少に伴い、増員計画のみを優先し、純正な発展と基準の維持が確保できていないと思われるケースもあります。また、募集の努力をあまりしていないケースもあります。その結果、団組織は弱体化し、スカウト教育法にもとづく教育プログラムが疎かになってきています。このことをコミッショナー自身が認識し、基本に沿った組織運営が推進できるよう具体的に示して指導することを最もやらなければならない任務として取り組むことです。

(1) この運動のセールスポイント

本運動の最大の「セールスポイント」を認識し、実現できるよう、多くの方に伝え、自らも実践します。

目的、原理、方法及び組織等は、幾度となく研修したり、先輩などから教えられたり、本を読んだりして承知しているはずだと思います。しかし現実の多くは正しく実行されているかどうか疑問です。

いくら私たち当事者が「社会が求めるスカウト運動」といえども社会から求められないなければ、また、見放されているということがあるならば存在意義はありません。

コミッショナー自身が本運動の「セールスポイント」を伝えられなければ、当然運動の広がりはありません。まず、自ら「セールスポイント」を繰り返し学習・研究し、率先して広げてまいりましょう。

私たちは、その1つとして「より良き社会人を育成すること」とよく言いますが、目標とするるべき姿を目指し、実践して行くことが大切です。それには、目的、原理、方法、等はいうに及ばず、実現するためのツールはいくつもあると思われますが、必ずスカウト教育法(基本編第3節参照)を用いて教育をするということを基盤として行うということです。自らの経験を活かし地域性や人間関係等、様々な条件・利点を活かし、創意と工夫で実践してまいりましょう。

(2) 加盟登録審査

「コミッショナーが必ず行わなければならない任務といえば、現在活動しているスカウト、指導者、団委員等がこの運動を継続して行っていただくことがあります。」と申し上げました。コミッショナーがこの任務を果たせているかどうかを確認できるのが加盟登録審査業務です。書類によって状況を見極め、当該団(隊)へ最善な、更なる指導をすることができるからです。

登録上必要欠くべからざる、この審査手続きから、団、隊の現状が掌握でき、それをベースに、将来の発展に向けての対策を相談して、活性に繋げられる登録審査業務を最重要視していきます。

この活用によって、地域内の指導者の個々に見合ったサポートや指導が出来るようになり、団(隊)が純正な発展の見込める活動ができるようになると確信しています。

加盟登録審査は、新規登録であっても継続登録であっても審査する項目は基本的に同じです。よって継続審査においても「新規加盟登録の条件」(教育規程2-11)、「加盟登録における指導者の資格」(教育規程2-14)に照らし合わせて同様の条件を満たしていることを確認する必要があります。

教育規程2-11

- (1) 団を維持できる育成会が結成されていること。
- (2) 団委員会が組織できること。
- (3) 必要な指導者が任命できること。
- (4) 組又は班を置く隊は、2個以上の組又は班が組織できること。
- (5) 訓練に必要な集会場所及び設備が確保できること。
- (6) 野外活動においては、特にビーバー隊以外は夏季キャンプ等の実施ができる見込みであること。

教育規程2-14

指導者の加盟登録に当たっては、青少年への影響と保護者に対する責任を考慮し、指導者としてふさわしい人材が選任されるよう次の条件を十分に具備していることを審査する。

- (1) 指導者として、青少年を託するに足る品性と経歴を有していること。
- (2) 指導者として、本運動に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 指導者として、必要な研修を修得すること。
- (4) 指導者として、自己研修に努めていること。

ア. 加盟登録の意義

加盟とは、加盟しようとする者が意思表示をすること、さらに審査の上、その地位にふさわしいと承認されたとき加盟員となり「ちかい」を宣誓して登録することにあります。

つまり、審査は、日本連盟に代わり県連盟が行うものであるが、全権委任されるコミッショナーが組織担当委員の協力のもと、加盟しようとする意思をもつ者を、その地位にふさわしいかどうか審査すること、また、運動の基盤である「団」の状態を相互に確認しあい、発展に必要な条件が備わっているかを審査します。

必要な条件が不十分な場合には、改善の方策を求めるこいや互いに協力して検討するために審査を行います。いわば、団の健康診断と言えるものです。健康診断で病気が見受けられる場合、早急に治療し回復させることが重要です。同じように的確な指導や助言を行うことで改善を図ろうとするものです。

そのため、業務の強化策として加盟登録審査を通じて適正化を図ることを目標に置きます。

運動の基準を確保するため、基本に返り、加盟登録審査の審査内容をチェックすることにより、その充実を図ります。

このことは、日頃からの指導はもちろんのこと、次年度の加盟登録審査が適切に審査できるよう日頃からのサポートを進めていくことで団(隊)の発展に繋げていこうとするものです。場合によっては、様々な状況を踏まえ、目標達成への道筋を具体的に示し、指導する必要があります。

イ. 審査とは

審査とは団の運営と組織及び活動に対する一連の指導を骨子とした、基準の維持のための問題点の指摘とその解決、改善手段の助言、指導であって、再考査、アラ探し、問題摘発や究明は本旨ではありません。よって、審査責任者は、スカウティングを熟知し、相当の経験を有する者をもってこれにあたること。(また、そのように努力すること)

審査は次の場に行うものであるが、日常から各団・隊の状況を掌握し、審査に叶った運営が行われているか見極めるようにする。

- 既設団(隊) の継続登録の場合
- 既設団内に隊が新設される場合
- 新団(隊) が設立される場合

ウ. 審査のポイント

(ア) 必要な指導者が任命できること

a. 集会の審査

(a)班、組が2個班(組)以上確保されているか。(最大4個班(組))

-----班制教育の確保

(b)年間プログラムに則った流れの集会か。スカウトの進歩は進んでいるか。

-----進歩制度の確保

- b. 隊長、副長の指導力
 - (a) W B研修所は修了しているか。
 - (b) 次期隊長候補の養成をしているか。
 - (c) 常に野営法、技能研修会等に参加する等、自己研修に励み自身の成長を図っているか。
 - (d) 必要な副長、補助者が確保できているか。
 - (e) 名前だけの登録になっていないか。実質活動出来ているか。
 - (f) 団委員等の多くの方が支援しているか。
- c. リーダーとしての態度、節度、服装、掌握力・責任感
 - (a) スカウトを成長(進歩)させようとする意欲が見えるか。
 - (b) グリンバーを活用した班活動組織になっているか。
 - (c) 隊長が一人で指導していないか。
- d. 分担業務の遂行度
 - (a) 副長、上班に業務を分担しているか。
 - (b) スカウトスキルを共有しているか。
- e. 地区や県連開催の総会、ラウンドテーブル、各種研究会、スキルトレーニング等に積極的の参加する熱意度
 - (a) 会議には誰か出ているか。特にR Tやスカウト指導に関する研究会は自らが出席しているか。

(イ)計画的な運営

- a. 年間計画・月間計画・隊集会の書類審査と現地審査
- b. 上級班長・隊付・班長・次長への指導
- c. 班長会議の運営
- d. グリンバー訓練の状況調査

(ウ)必要書類とその管理状況

- a. (隊)隊編成表・班員出席簿・隊会計簿・進歩表・備品簿・隊集会記
- b. (団)全会員名簿・団経過記録・団会議記録簿・団委員会記録簿・備品簿
- c. 育成会総会資料・保護者との約束事等

(エ)団の姿勢

- a. 団委員長の運営方針と今後の展望の聴取
- b. 団会議・団委員会の運営状況
- c. 育成会との関係

<加盟登録審査（継続審査）の一例>

- 1. 実施時期** 1月～3月中旬
- 2. 実施者** 地区コミッショナー、地区副コミッショナー、団担当コミッショナー、地区委員長、組織拡充委員長、地区事務長等
- 3. 受審者** 団委員長（できれば育成会長も）、各隊隊長
- 4. 実施方法**
- (1)面談日の1週間前までに地区コミッショナーを中心として書面（審査関係書類、過去1年間の指導・支援記録、当該団の総会資料等）を分析し、問題点などを洗い出しておくと共に、当日の質問事項を整理する。
 - (2)面談は、地区コミッショナーが団委員長、育成会長を、各副コミッショナーが各自の担当部門の隊長を担当する。
- 5. 内容等**
- (1)地区コミッショナーは団委員長、育成会長と団運営、スカウト募集関係、資金充足状況、指導者の状況等についてあらかじめ用意した質問を行い継続登録の可否について確認を行う。また県連盟、地区への要望事項を聴取する。
 - (2)地区副コミッショナーは各部門の隊長と年間プログラムの遂行状況と今後の計画、スカウトの出席や進歩の状況、副長等の活動状況等についてあらかじめ用意した質問を行い継続登録の可否について確認を行う。また、県連盟、地区への要望事項や訓練ニーズなどについて聴取する。
 - (3)面談後、実施者全員により協議の上継続登録の可否、条件付き可の場合の条件等について協議し、県連盟コミッショナーに報告する。

（参考資料1：団審査申請書類の一例）



4. 地区コミッショナーが主宰する会議(集会)等

(1) 定型外訓練の開催

ア. ラウンドテーブル

この名称は規程集には明確に記載されてはいませんが、隊長ハンドブックには「ラウンドテーブル」、と表現されています。ラウンドテーブルはその地域内で活動するビーバー隊からローバー隊までの隊活動がスムーズに、且つ本来の目的に沿って行われるように隊指導者同士が集まって研修する集会です。そこではコミッショナーは隊指導者に学習の題材を与えたり、指導者の疑問に応えたり、相談に応じるなどの支援を行います。この主宰者は地区コミッショナーです。

しかしながら、全てをコミッショナー自身がするわけではありません。研修のコーディネーターや講師はトレーニングチームや外部講師にお願いすることができます。是非、スカウト教育向上のため指導者のニーズに応え、年度当初にテーマ、スケジュールを調整することで参加意欲をかきたてましょう。まずは、各団の隊長が全員参加できることを目標に緻密な、参加者が喜ぶ運営に心がけてみましょう。さらに、地区委員長と相談し団委員長ラウンドテーブルも考慮してみましょう。

(参考資料2：ラウンドテーブルの年間計画の一例)

イ. 野営研修会

隊指導者が、野営に関する基本的技能、知識を修得することを目標に、①隊内で野営に関連して堅実な訓練を進めることができるようになること、②WB研修所や実修所に参加する際に必要な野営技能を修得すること③ボーイスカウト課目のターゲットバッジEースカウト技能 キャンピング、Fースカウト技能 冒険等及び技能章課目炊事章、野営章、野営管理章の指導ができるようになることを修得できるように実施することが望ましい。(トレーナー、インストラクターの活用を考慮する。)

(研修会の主な課目)

*野営技能入門、キャンプの計画・準備、サイトの設計、テントの立て方、たたみ方、野営工作(かまど・食卓・調理台・トイレ等)、工具、安全衛生対策、仮泊テント、キャンプファイア、点検、飲料水の得方等

ウ. 技能研修会

一人ひとりの指導者が積極的に訓練を受けて技能を延ばすことがあります。基本的には、意欲的に求める自己研修の場の提供であり、各種の研修を受けられるように機会を多くすることあります。また、いろいろな指導法を体得したり、指導技術を深めたりすることも必要です。このような訓練は団内の指導者のために各地区が地域の実情や指導者の要求に応じて隨時開設・実施することが望ましい。(トレーナー、インストラクターの活用を考慮する。)

(研究会の主な課目)

*セレモニー、スカウトヤーン、観察と推理、結索、計測、地図とコンパス、パイオニアリング、信号、野外料理、劇、ソング、キャンプファイア、安全管理、等

エ. セーフ・フロム・ハーム研修

日本連盟では、「危害から守る」「思いやりの心を育む教育」として、安全で安心できる活動とスカウト教育の質を高めるために「セーフ・フロム・ハーム」を導入しました。

全てのスカウト活動において、スカウトと指導者そして保護者を含めた関係者を様々な危害（いじめ・虐待・ネグレクト・搾取・ハラスメント）から守るなど、組織内はもちろん一般社会においても弱者を危害から守る運動を展開しようとするものです。

また、スカウトは、セーフ・フロム・ハームの学びを通して「思いやりの心」を育みます。そのため、組織内において、コミッショナーが中心となり、指導者が率先して守れる研修を実施し、自ら姿勢を正し、e-ランニングと連動した登録を実施する等して、危害のない、質の高いスカウト運動を展開しようとするものです。

コミッショナーは、関係するアクシデントに対応する準備をしなければなりません。率先して行動し、幅広く対応、展開ができるよう指導をお願いします。

（2）地区内コミッショナーハーム会議

地区には、あなたをサポートしてくれる地区副コミッショナーや団担当コミッショナーがいます。それらの方々と月に一度は会って業務の打ち合わせをしてください。県連盟コミッショナーは毎月主宰する県連盟内コミッショナーハーム会議で日本連盟や県連盟の施策の検討課題を協議しています。それを地区内にどのように実施展開していくか、誰が担当してどのように進めるべきかについては事前に協議する必要があるでしょう。また地区委員会で協議したことやラウンドテーブルでの課題、団訪問・団審査を踏まえての問題点があれば、それらを解決するためにいろいろな施策を実施しなければなりません。その施策を検討し、いつだれがどのように実施展開していくか等を協議する場が地区内コミッショナーハーム会議です。この会議をしっかりとやることによって地区内コミッショナーの意思統一が図れ、指導者にとってこれほど心強いものは無いといえるでしょう。

（参考資料3：地区コミッショナーハーム会議議題表の一例）

（3）地区内の被表彰者推薦のための会議

スカウトの表彰や、本運動に対して功績のあった人に贈られる県連盟有功章や日本連盟有功章の授与に向けての都道府県連盟名誉会議が開催されます。この名誉会議は県連盟コミッショナーが議長になって開催されます。

また地域内の表彰（例：○○市優良青少年表彰）の推薦をすることがあります。どちらも地区からの推薦に関しては地区コミッショナーが中心になって地区委員長や事務長、あるいは地区の規約に基づいて関係者を交えての会議をひらく必要があります。教育規程上の正式名称はありませんが地区の主要役員または定められた役員の会議になります。重要な会議ですので地区コミッショナーが議長になって進めています。

この会議に関して、県連盟内や地区内で取り決めをしておく必要があります。

(4) 定型訓練への積極的参加支援

ア. 導入訓練課程（ボーイスカウト講習会）（教育規程8-4）

導入訓練は、スカウト運動への導入として広く一般の方々に、スカウト活動の内容を分かりやすく伝え、運動の目的、教育の原理、方法を正しく知っていただけます。

このことを理解し、運用と開設について県連盟コミッショナー、指導者養成関係委員会と相談し、多くの理解者を増やすため、様々な方に呼び掛け、見込みをもって地区での開催に尽力します。

イ. 基礎訓練課程（WB研修所、団委員研修所、安全セミナー）への勧奨と支援

（教育規程8-6）（教育規程8-8）（教育規程8-9）

ボーイスカウト講習会を修了した者を対象として、参加者が隊長（または団委員）としての責務を果たすことができるようスカウト教育と隊運営（または団運営）に関する基礎的な方法を修得することを目的としています。

隊長候補者及び当該部門副長等（または団委員）に参加の呼び掛けと参加にあたっての支援を行います。

履修後は、安全セミナー、隊指導者にはスキルトレーニングの履修又は認定に向けた支援を行い、基礎訓練の修了にむけたサポートを行います。

ウ. 上級訓練課程（WB実修所または団委員実修所）への関与

（教育規程8-7）（教育規程8-10）

基礎訓練課程を修了した者を対象に、参加者が当該部門（及び団）の隊長としてプログラム推進能力を高める（または団の管理と運営能力を高める）ことを目的としています。

基礎訓練課程修了者には、参加の呼び掛けと参加にあたっての支援を行います。

プログラムトレーニング（WB実修所）課題研究への支援のために、トレーナーを紹介したり、自らその支援を行ったりします。

（具体的には「支援の手引き」を参考にしてください。）

5. 地区コミッショナーが出席する会議

（1）地区総会（地区協議会）（教育規程5-3）

県連盟の目的を達成するために、地区内の加盟団で構成する地区協議会があります。

その構成員は別に定めた規程により召集されます。地区コミッショナーとして基準の維持と真のスカウティングの推進役としての任務があり、地区協議会長をサポートします。

（2）地区委員会（教育規程5-4）

地区的運営を行うために、地区委員会があります。

別に定めた（地区規約等）構成メンバーにより組織され定期的に開催されますが、ここでの役割も地区委員長をサポートする大切な任務があります。地区的運営をスムーズ

に進めるためにも地区委員会では地区委員長の隣に着席するなどの配慮が必要です。
（「地区委員会」に対して責任を負う。 教育規程5-8-④-（2））

（3）県連盟内コミッショナー会議

県連盟コミッショナーが主催する県連盟内のコミッショナー会議に出席するのも地区コミッショナーの責務です。地区コミッショナーの役割は、県連盟が示す施策を地区内に正しく推進すると共に地区内の意見を反映させる責任があります。

（4）各種運営委員会（必要に応じて）

地区委員会の中に各種運営委員会が設置されています。この運営委員会は県連盟の運営委員会と協働し、地区の各種運営委員長が県連盟の各種運営委員会に出席することで県連盟の施策を地区内に反映させていくのですが、この運営委員会においても正しく施策が推進されているかどうか、又実施にあたって何か問題は無いかをよくみることが地区コミッショナーの任務です。従って各種運営委員会の担当副コミッショナーを選任するなどして運営委員会に参席することも大切です。

6. 服装等に関して（教育規程9-1～19）

地区内の服装の基準の維持も地区コミッショナーとしての大切な任務の一つです。詳しくは日本連盟規程集に記されていますが、コミッショナーとしては記章が正しく着用されているか、着用してはならない記章や標章が取り付けられていないかなどについても、地区コミッショナーが統制しなければならない任務の一つです。スカウトにおいてはあまり間違いないと思いますが、ローバースカウトの隊指導者兼務、また団指導者の地区役員兼務など、一人で複数の役務を持った場合にそれらを混同した記章、標章を着用した間違った事例が散見されます。地区コミッショナーとして正しいユニフォームの着用の指導に心がけると共に、日頃から副コミッショナーとコミッショナー会議等でよく話し合っておく必要があります。

旗の取り扱いについても規程を遵守して下さい。

7. 地区内の各種運営委員会

日本連盟にプログラム委員会、指導者養成委員会などがあるように各県連盟にあっても、県連盟ごとに取り決められている各種運営委員会があります。県連盟の組織と同じ名称で地区内の各種運営委員会になったり、あるいは地区ごとに違った名称の各種運営委員会が設置されていましたが、各隊のスカウト活動を円滑に行われるためにサポートする委員会にほかなりません。この委員会にもコミッショナーとして関わっていく必要があります。

各隊指導者は、プログラムを担当し円滑にプログラムが実施できるように定期的に隊指導者会議でプログラム立案したり、ラウンドテーブルでコミッショナーの助言をもらったりしてプログラムに磨きをかけます。そして団会議で団委員長の承認をもらって活動しています。また、地区の各種運営委員会には各団から担当団委員が出席しています。これらの委員は団に戻った後団委員会に報告をおこないます。団委員長はその報告を団内の活動に反映させます。

一般に前者が指導面、後者が運営面と言われています。この指導面と運営面がうまくかみ合ってはじめてスカウト活動が円滑に進められます。

情報の伝達には三つのルートがあつてすべてが団に反映されるような仕組みになっています。一つは県連盟理事会から、もう一つは事務長連絡会、そして県連盟内コミッショナーハー会議です。

県連盟代表者会議の内容は県連盟理事会に反映されます。県連盟理事会では、地区代表理事（地区委員長）が協議内容を地区内に伝達し、地区委員会において協議検討します。それが地区委員会を構成している各種運営委員長や、団委員長懇談会において各団にフィードバックされます。

日本連盟の理事会、評議員会、全国県連盟コミッショナーハー会議などの資料はすべて県連盟事務局に送付されています。従って県連盟事務局には内容の詳細は別としても様々な情報が揃います。

県連盟事務局長が招集する事務長連絡会議において各地区の事務長が持つて帰りますので、地区委員長が県連盟理事会で検討された情報が重複して地区にフィードバックされます。

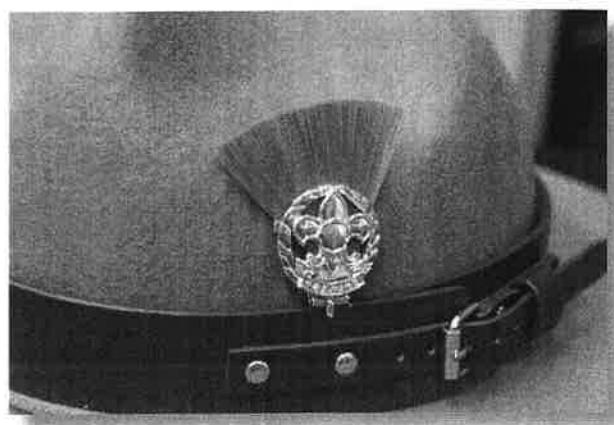
日本連盟コミッショナーが招集するスカウト教育推進会議（教育規程6-2）の結果は、全国県連盟コミッショナーハー会議において県連盟コミッショナーに伝達されます。県連盟コミッショナーは、県連盟内のコミッショナーハー会議において地区コミッショナーに伝達すると共に、対応について協議したり研究したりします。各団には地区コミッショナーを通じて伝達されます。

都道府県連盟、地区によって委員会の名称が違うため、地区コミッショナーは、隊長が日常のスカウト活動をしっかりとできるように支援していく委員会である事を念頭に置いて、関連する委員会の内容を良く理解し、関わっていく必要があります。

8. 地区内で行われる調整会議

地区委員長が主催する「地区委員会」、地区協議会長が主催する「地区協議会」や「地区総会」を開催するにあたって、事前に会議の議事進行表を作成する必要があります。この議案に關しても地区コミッショナーが関与しなければなりません。主催者は地区コミッショナーではありませんが、それぞれの会議の議決や協議内容に関して地区コミッショナーは責任を負わなければならないからです。

また、隊長がプログラムを進めやすくするためサポートを行う等の会議であれば、議題の主導は地区コミッショナーが関与するべきです。さらに県連盟内コミッショナーハー会議で協議された内容は、しっかりと検証・理解し、会議の議題等に対して地区委員長や地区協議会長、事務長に対して助言を行うことなど、コミッショナーの支援は大変重要な要素になってきます。



第3章 あなたの地区

1. あなたの地区

地区は地理的条件、地域の実情、加盟団の状況等を考慮して県連盟理事会が定めます。また、地区は地区内のすべての加盟団で構成されています。

地区コミッショナーは地区内すべての加盟団が、日本連盟、県連盟の方針に則り適正に維持発展するよう指導支援するとともに、地区内にスカウト運動を一層浸透させるという任務を負っています。

そのためには、地区内加盟団が適正に発展するとともに、新たな団の設立などによる本運動の発展のために必要とされる業務があります。ここで考える加盟登録審査は、前述したため省略します。

(1) 団訪問

スカウト活動が純正に行われるためには、団の機能が充実している必要があります。団の機能とは団委員会が必要な業務を適正に行っていること、常に団全体の問題点や課題を把握し改善に向けて^{*1}PDCサイクルが展開されていること、日本連盟や県連盟の方針を理解しすべての隊指導者に浸透させる努力をしていること等が挙げられます。そのためには、団委員会、団会議が定期的に適正に開催され機能していることが重要です。また、育成会総会や保護者会などで各隊の活動状況、予算決算、事業計画、事業報告が行われることなど、組織として確立している必要があります。（*1：スカウト活動ではPDCサイクルとして指導、現在、一般にはPDCAサイクルとして使われていることが多い。）

地区コミッショナーは団担当コミッショナーと連携し、当該団の実情を把握するよう努める必要があります。そのためには、必要に応じこれらの会議等に参席することが大切です。また育成会長、正副団委員長等関係者とできるかぎり密な関係を築くことが求められます。そのことによって、当該団から信頼を得ることにつながり、情報収集や支援が円滑に、効果的に展開できるのです。

団訪問時は、当該団でのスカウト運動への取組や努力に敬意を表し高圧的な態度をとらない等留意が必要です。ただし、指導する点などがある場合はポイントを明確にしたうえで、毅然とした態度で理解と改善を求めるようにします。

ア. 団訪問の着眼点

- (ア) 会議の開催状況(定例か・不定期か、頻繁か・時折か)
- (イ) 団会議と団委員会の区別化
- (ウ) スカウトの進歩を促進するための援助状況
- (エ) 育成会総会資料

イ. 団委員会の主な議題

- (ア) 団拡大及び維持の方針
- (イ) スカウト募集活動
- (ウ) 隊指導者の選任
- (エ) 各隊への後方支援(集会支援を含む)

- (才) 財政確保
- (カ) 隊活動場所の提供、確保または、情報の提供

ウ. 団会議の主な議題

- (ア) 各隊の活動の承認（安全確保を含む）
- (イ) 各隊の活動の下見の状況
- (ウ) 集会の日程調整
- (エ) 個人別進歩の確認と奨励
- (オ) 財政及び労働力の支援等
- (カ) 団及び地区行事等の調整
- (キ) 各隊の課題、悩みの解消

(2) 隊訪問

地区コミッショナー、副コミッショナーは必要に応じ各隊のプログラム実施状況の確認や支援を行うため隊集会等を訪問します。

隊集会、班長会議（訓練）、リーダー会議、隊別保護者会などを訪問することは大いに意義があります。

プログラムプロセスの進行状況やプログラムレベルの把握、スカウトたちの様子、スカウト教育法の実施状況、安全への取組など当該団の実情を最も具現している場面です。訪問時のポイントとしては、上記の点に加えて隊指導者の動きや役務分担の状況などを確認するようにします。

すでに隊長や他の指導者と人間関係ができている場合は、気付いたことを率直に隊長に確認したりアドバイスしたりをすることもよいかもしれません。

スカウトや保護者の前で隊指導者に注意や指導や求められていないのにスカウトたちに指導をする等は絶対にしないよう留意してください。

ア. 隊訪問の着眼点

- (ア) 指導者（熱意、副長等の選任・他隊との兼務、品性、子どもからの好感度）
- (イ) 出席状況（指導者・スカウト・班の構成・スカウトの様子）
- (ウ) プログラム（計画的か一時的か・進行者の存在・班集会との関連、等）
- (エ) 指導性（指導者間の分担・連携状況）等

イ. 指導者会議の主な議題

- (ア) プログラム調整、確認、承認、任務分担、下見の状況、安全確保（年間プログラム、月間プログラム、隊集会プログラム、班集会プログラム、班長会議プログラム、グリンバートトレーニングプログラム、等）
- (イ) 隊集会プロの想定や行動の企画、計画、立案
- (ウ) 支援者の要請
- (エ) スカウトの出席状況（出席向上の思案）

- (オ) スカウトの進歩状況(進歩の促進)
- (カ) スカウトへの日頃からの観察（一人ひとりの観察：スカウトの個別状態を注意深く観察し、継続的に伸展させるスカウト、意欲の薄れの兆候が見受けられるスカウト、各々を把握し問題解決の糸口、対応策を検討し、フォローアップする。）
- (キ) 保護者へのアプローチ
- (ク) 団及び地区行事等の調整

(参考資料4：団チェックリストの一例)

(3) 団・隊訪問後の作業

団・隊訪問、ラウンドテーブルや世評など各種情報が集まってきたら、さらにこれらの情報を地区内コミッショナーハー会議等で共有し、分析、評価のうえ、当該団の改善ポイントを明確にし、必要な支援やアドバイスを策定します。

また、これらの作業の結果、共通する課題については地区全体の課題とし地区事業として改善策を策定することも考える必要があります。また、地区で解決することができないものについては、県連盟内のコミッショナーハー会議や県連盟理事会において対応できないかという点を探ることも必要です。

具体的な進め方は、以後の資料を確認してください。

(参考資料5：各種コミッショナーと組織の関連表)

(参考資料6：コミッショナーの業務の流れ(概要))

2. 地区コミッショナーのスタッフ

地区コミッショナーは、地区内のスカウト運動の担い手であり推進役です。この重い責務と守備範囲の広い業務は、地区コミッショナーひとりでは遂行することはできません。そこで、スタッフとしての地区副コミッショナーの協力が必要になります。また、隊や団への直接的な支援をする、ラインとしての^{*2}団担当コミッショナーを選任することにより各団・各隊への状況に応じた支援ができます。

地区コミッショナー自身も日本連盟コミッショナー⇒県連盟コミッショナー⇒地区コミッショナー⇒団担当コミッショナーのラインに位置し、ラインとしての意見交換と情報の共有がされます。

地区コミッショナーの業務の一つに、指導者の育成とスキルアップがあります。中でも指導者の上級訓練への参加支援は、将来の地区副コミッショナーや団担当コミッショナーの発掘と育成に繋がります。言い換えれば、地区コミッショナーに委嘱された時から、次期の地区コミッショナーの後継者の育成または選任できることとも自身の責務と言えます。

その結果、地区内の多くの指導者の質の向上と、良いスカウト活動への展開に結び付けることができます。（*2：団担当コミッショナーのあり方については、調査を進めて、検討を推進しています。）

第4章 スカウトの活動支援に関する任務

1. 進級と面接

教育規程の(7-3-7)に面接の原則について記されており、それによると「面接は、課目の考查結果を認証するとともに、スカウトが自信を持ち、さらなる進歩を励ますことを主眼とし、決して再考查を意味するものではない」とあります。教育規程の(7-3-9)には、面接の区分が示されています。ボーイスカウトの初級、2級、1級およびベンチャー章の面接は団で行います。富士は日本連盟、隼と菊は県連盟で行いますが、面接は再考查ではなく隊の指導者以外の大人が認証し、激励するといった意味があります。通常前者を県連盟に委ねます。また地区を有する県連盟にあっては隼スカウト章と菊スカウト章の面接は地区に委ねている県連盟が多いかと思います。この面接会を団によっては実施されていないところもあるようですが、地区コミッショナーとして教育規程にあるから実施しろというのではなく、その意義をよく考えてください。スカウトが日ごろ接している指導者と違って、多くの周囲の大人から認められるということは誇らしいものです。教育規程(7-4-1~4-3)にあるように、記章の交付は富士スカウト章については日本連盟理事長、隼スカウト章と菊スカウト章は連盟長、ベンチャー章までの記章の交付は隊長ではなく団委員長です。面接会で「君を○○第○○団ボーイスカウト隊1級スカウトに進級したことを認めます。」という団委員長の力強い言葉に、団委員長はスカウトに対して、信頼と称賛を与えることになります。スカウトは名誉と誇りを得ることになるのです。このようなことから、地区コミッショナーとして面接会の意義を十分に理解して、団においても面接会をするように指導してください。

(参考資料7：面接資料の一例)

2. 国際紹介状

国際紹介状は、日本連盟の加盟員であることを証明する世界スカウト機構(WOSM)共通の英文紹介状で、加盟員であれば誰でも申請により受給することができます。ただし、国際紹介状により海外でのスカウト活動が認められるものではありません。海外派遣など海外でスカウト活動をする場合は、別に定める手続き(海外派遣申請書)により日本連盟に申請を行います。(教育規程7-1-1-1)

留学や仕事の関係で長期に外国に滞在し、その国のスカウト活動に参加を希望する場合にも、国際紹介状の発給を申請してください。渡航後、連盟本部から近くの団、隊を紹介してもらってください。

国際紹介状の発給を希望する者は、所定の書式による申請書(国際紹介状発給申請書は日本連盟ホームページからダウンロード出来ます)に必要事項を記入し、県連盟を通じて日本連盟に提出します。

(1) 国際紹介状の特徴

- ア. 個人やグループでの海外旅行(留学・商用・観光などを含む)でボーイスカウト関係の施設等を訪問するなど、例えば外国連盟本部等を訪問する際に持参することで、身分を明らかにすることが出来ます。
- イ. グループによる海外派遣の場合、日本連盟で申請が承認されるとその派遣に一枚の国際紹介状が発給されますので(参加者名簿が添付される)別途の申請は不要で

- す。個人名の紹介状はありません。
- ウ. ウ、国際紹介状には訪問国連盟の住所と電話番号が添付されますので連盟本部訪問、ボーアイスカウト用品販売店の紹介、団の紹介依頼などが可能です。なお本人の顔写真を貼るようになっていますが申請者自身で貼ってください。
- エ. エ、日本で登録している期間（4月1日～3月31日の年度期間）有効の国際紹介状が発給され日本で加盟している証明になります。

（2）受給者の遵守事項

国際紹介状の受給者は、その中に書かれている事項を守り、国際的友情の高揚に努め、訪問国や地域の信頼を裏切らない交流をすることが大切です。スカウト運動が世界的運動であり、その一員であることを実感させるような教育的効果が得られるよう、授与の際などでも配慮をします。

（参考資料8：国際紹介状発給申請書）

参照：日本連盟ホームページダウンロードセンター「国際交流」：
http://www.scout.or.jp/for_members/downloadcenter/index.html

3. 海外での制服着用申請

海外の訪問地でのスカウト大会等への見学、外国連盟訪問など、海外派遣事業以外で制服を着用する場合には、「制服着用申請」が必要です。この申請書の書式は特に定められていませんが、申請者（所属、氏名、人数）、着用目的、実施日、交流内容、旅程日程などの事項を記載し、団委員長承認後、地区、県連盟事務局を通じて日本連盟に申請します。

4. 海外派遣（個人・団・地区主催）および受入申請

（1）手続き

個人、団、地区などで海外派遣を実施する場合には、教育規程の「スカウトの海外渡航に関する基準」に準じて必要な手続きを行います。

- ・ 「県連盟・地区・団等による海外派遣計画承認申請書」
- ・ 「県連盟・地区・団等による「外国スカウト受入計画」承認申請書」

参照：日本連盟ホームページダウンロードセンター「国際交流」：
http://www.scout.or.jp/for_members/downloadcenter/index.html

（2）申請時の考慮すべき事項

- ア. 申請書は計画実施日の6か月前までに事業計画書、受け入れ機関の招待状などの必要書類とともに提出します。申請書の記入内容に不備があると承認までに時間がかかります。
- イ. 指導者および参加者の資格要件、安全管理など規程を満たしているか確認し必要な助言・指導を行います。満たされていない場合は、県連盟コミッショナー、関係委

- 員会等と協働し引率体制を整える支援を行います。
- ウ. 承認を得たのち、計画実施日の1か月前までに、参加者名簿、確定した活動日程を日本連盟に提出します（教育規程7-8-6）。帰国後は一か月以内に報告書を日本連盟に提出します（教育規程7-8-7）。

5. 海外派遣の面接・選考など

加盟員が日本連盟主催の海外派遣に応募する場合は、所定の派遣申請書に記入し、所属隊長、団委員長、地区委員長、地区コミッショナーを経て、県連盟コミッショナー、理事長、事務局長が日本連盟に推薦します。推薦にあたっては地区、県連盟では選考を行い、「県連盟面接結果通知書」を添付して日本連盟に推薦します。

(1) 面接にあたって

- ア. 規程に準じて指導者体制を整えてください。
- イ. 内定後は所属団指導者の適切な支援を得ながら事前学習、事前計画を進め、スカウトの進歩が確実に進められるようにします。
- ウ. 派遣の目的が十分に理解できるよう、必ず選考、面接を実行し、下記質問例を参考にしながら派遣の充実を支援します。

(2) スカウトに対して<選考の際の質問、心得>

- ア. 自らの希望で応募したのか、動機は何か、何を期待して応募したのか
- イ. 派遣日程、場所、目標を知っているか
- ウ. 海外派遣応募の資格が1級以上であることの意味を考えさせる。（健康管理、自己管理など）
- エ. 費用の負担は誰がするのか。（自分でない場合、自分の負担割合を考えるようにさせる。）
- オ. 帰国後の活動についても派遣活動の範疇であることを知らせる。（報告書の提出、団、地区での報告会への出席など。）
- カ. 訪問先の国について何を知っているか。海外派遣も活動の一つであり、準備訓練への参加が重要であることを理解させる。
- キ. 家族への感謝、隊、団への感謝を常に持つ

(3) 所属隊長に対して

- ア. スカウトの家族への派遣内容の説明を補助する。（派遣団からの説明に補足して細かな配慮をする）
- イ. 特にV S, R Sの場合、プロジェクトのような目的を持った派遣の場合、当初の計画を実行できうる計画へ具体化するにあたり、海外派遣申請書の内容、申請の期限日程、派遣先現地での活動内容や受け入れ状況など目を通し内容に不安、未確認状況がないか丁寧に確認すること。

6. 海外派遣貸付金について

日本連盟の主催するいくつかの海外派遣に参加するスカウトに対し、海外派遣貸付金の制度があります。申し込みについては、海外派遣貸付金借用申請書を本人から（プライバシーの保護により）直接日本連盟へ提出し日本連盟国際委員会の審議によって決定されます。（公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金規程）

対象となる派遣には募集要項にその旨記載されています。金額は30万円以内とし貸付金に利息はありません。申込者はベンチャースカウト、ローバースカウト、青年指導者に限り、海外派遣事業に充てる制限があります。その他いくつかの注意事項がありますので上記規程をよくお読みください。

- ・ 「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟海外派遣貸付金規定・借用申請書」

参照：日本連盟ホームページダウンロードセンター「国際交流」

http://www.scout.or.jp/_userdata/intl/form/loan.pdf



第5章 その他の任務

1. 安全と危機管理

スカウト運動は、安全で安心できる活動環境を全ての加盟員とその関係者に提供しなければなりません。

また、安全で安心できる活動を通して、社会から『信頼に値する教育』として認知され、広く社会にスカウト運動を展開することができます。

地区コミッショナーは、地区内の全てのスカウト隊が安全に活動できるように指導するだけではなく、ひとたび事故や事件の発生があれば、危機管理の面からも敏速で的確な対応が必要になります。その対応の如何によっては、社会への大きなマイナスイメージをもたらすことになり、その後のスカウト活動に大きな影響が出ることも想定されます。

関係するアクシデントに備える必要があります。規程集には、危機管理規程が定められています。理解して、備えましょう。

また、県外での活動を実施するに当たっては所属県連盟事務局と旅行先所属県連盟に県外旅行申請書を送付し、アクシデントに備えましょう。さらに、夏季・冬季諸活動の留意事項について(通達)や登山・ハイキングの実施についてのコミッショナー通達・通知を熟読し、充分な安全対策を指導します。

- 「夏季および冬季の諸活動について」

参照：日本連盟ホームページ「メンバー向け情報」：

http://www.scout.or.jp/for_members/index.html

- 「県外旅行申請書」

参照：日本連盟ホームページダウンロードセンター「プログラム関連」：

http://www.scout.or.jp/_src/sc2226/kengai.pdf

2. 論争の調停

以前は県連盟コミッショナーの任務の中に「論争の調停」というのがありました。この活動への熱心さが高まり、意見の衝突が起こることがあります。指導者は、それぞれの役務でそれぞれの活動を良くするために意見を言うわけですが、その時の調停役を地区コミッショナーがしなければならないことがあります。忘れてはならないことは、私たちはスカウティングをしているのであって、大人の利害のために活動をしているわけではありません。スカウティング全般に亘って知識と経験を有している地区コミッショナーとして、常に「この判断はスカウトにとってどうなのか」を問い合わせながら調停に携わってください。

3. 役員選考への関与

地区役員選考時に、県連盟や地区協議会によって様々な取り決めがあり、役員選考に関しても地区コミッショナーが関わりを持つことがあろうかと思います。役員選考委員会のような組織を作つてその議長役に地区コミッショナーが就任するといった地区もあるようです。

日本連盟をはじめ、都道府県連盟や地区の役員は4月年度で交代するケースが多いかと思います。それに引き換えコミッショナーの任期は、県連盟コミッショナーでは12月末までの任期、地区コミッショナーでは6月末までの任期です。改選の時には議長のような役割を

担うこともあります。前項でも述べましたが、教育に携わる指導者を主導する立場として、公正に「この人事はスカウトにとって最善であるか？」を自問自答しながら取り組んでください。

4. 指導者養成に関して

県連盟コミッショナーは県内のトレーニングチームを統括しますが、地区コミッショナーも指導者養成に関与しなければなりません。例えば地区内指導者が、ウッドバッジ研修所や実修所に参加したいといった希望がある場合、その指導者に対する支援が必要です。課題研修に取り組む指導者をどのように支援していくかについても地区内のコミッショナーグループと協議検討し、地区内のトレーニングチーム員などの協力を得て指導助言する必要があります。詳しくは、コミッショナーハンドブック基本編を参照ください。

5. 地区行事開催に関して

地区行事は、地区内的一体化や技能の向上目指して開催されるものですが、コミッショナーとして次のことを考慮しなければなりません。（例えば、キャンポリー、ラリー、訓練大会、技能発表会、技能章考查会、フォーラム等）

- (1) 行事または活動が、地区、団、隊にとって教育的効果があること。
- (2) 活動の目的、目標が共通理解できていること。
- (3) スカウト個人の進歩を促がすものであること。
- (4) 健康、安全面に充分な配慮があること。
- (5) 団、隊の活動支援となり、活性化につながること。
- (6) 準備と計画が的確であり、分担、責任が確認されていること。

6. 地域との協働

(1) 所在行政関係・自治会等との協働

常に行政機関・自治会等と連携し、公の施設の開放、施設の借用等の便宜を受ける傍ら、行政主導の行事に積極的に奉仕し、スカウト運動の認知と共存を図る。

(2) 青少年団体との連携

ガールスカウトとの友好関係は勿論のこと、各種団体と連携して地域の青少年活動を盛上げる。青少年団体協議会に参加する等で連携を図り友好関係を築き、相互に発展できるよう協力体制を保持し、全体が発展できるよう進める。

(3) 奉仕団体への支援依頼

ロータリークラブ・ライオンズクラブ・青年会議所、その他の団体等の役員の方、会員の方と連携し、共同事業を計画したり、実施したりして地域活性化に繋げていく事業を共催したり支援したりする。引いては、資金援助を受けたり、物品を受けたりすることもある。その見返りではないが、機会を見て、また相手への恩返しともいうべきお世話をすることを心がけることで信頼が得られ、運動の発展に繋げる。

以上

コミッショナーハンドブック（地区コミ編）

平成30年5月8日 第1版

発行



公益財団法人
ボーイスカウト日本連盟

〒113-0033

東京都文京区本郷 1-34-3

電話 : 03-5805-2634(教育開発部)

ファックス : 03-5805-2908

E-mail : komi@scout.or.jp
